

貿易関係証明 管理者IDマニュアル 対象

オンライン発給

お問い合わせ先：静岡商工会議所清水事務所 産業振興課 TEL:054-353-3401

管理者IDとは、1企業毎に1つ発行される「貿易登録している企業の情報・署名者を管理するID」のことです。企業情報や署名者情報の変更、2年ごとの貿易登録更新手続きは管理者IDから行います。

※IDの種類

	管理者ID	ユーザーID	サブID
配布数	1貿易登録毎につき1つ	1署名者毎に1つ (上限なし)	1担当につき1つ (上限なし)
発行者	貿易登録完了後、貿易関係証明発給システムが生成。	署名届の内容に基づき貿易関係証明発給システムが生成。	署名者(ユーザーID)が生成。
確認方法	貿易登録証(貿易登録完了後に商工会議所から交付)に記載。	署名登録証(管理者IDで出力します)に記載。	サブID作成元の署名者(ユーザーID)を確認。
用途	<ul style="list-style-type: none"> 貿易登録内容変更 貿易登録更新 署名者(ユーザーID)管理(署名登録証発行・登録・変更・削除・パスワード変更) サブIDの閲覧・パスワード変更 	<ul style="list-style-type: none"> 証明書の発給申請 発給申請履歴の閲覧 手数料支払(クレジット決済) 証明書印刷 サブIDの管理(登録・変更・削除・パスワード変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 証明書の発給申請 当該サブID作成成分に関する申請履歴の閲覧、手数料支払(クレジット決済)、証明書印刷
利用対象者	貿易登録の管理を行う者	署名者	署名者でない社内担当者、代行業者の担当者

貿易登録内容の変更・署名者の追加／変更／削除

※和文会社名の変更の場合は、社名変更後の履歴事項全部証明書・印鑑証明書(発行から3ヶ月以内の原本各1部)を業態内容届・変更申請書とあわせてご提出ください。

※代表者名または登記上所在地の変更の場合は、原則履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内の原本1部)を業態内容届・変更申請書とあわせてご提出ください。

※その他の変更の場合には静岡商工会議所までお問い合わせください

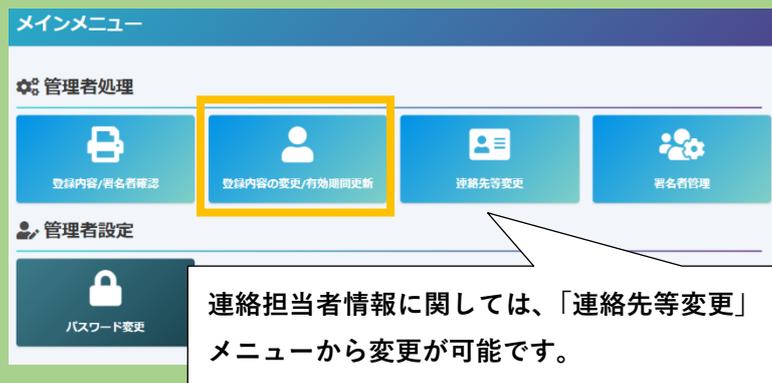
- ・管理者IDでログインします。
貿易関係証明発給システム (<https://coo.jcci.or.jp/eCO/>)にログインしてください。

連絡先住所・連絡担当者情報に関しては、「連絡先等変更」メニューから変更が可能です。(「登録内容の変更」から修正した場合、変更申請書等の提出が必要となります。)

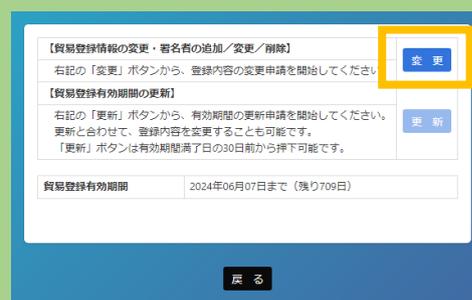


- ・企業情報（連絡先住所・連絡担当者情報を除く）や署名者情報を変更等する場合、「登録内容の変更/有効期間更新」メニューをクリックしてください。

- ・「連絡先等変更」からの変更においては書類提出は不要です。



【貿易登録情報の変更・署名者の追加／変更／削除】欄の「変更」をクリックしてください。



- ・貿易登録変更・更新画面が表示されますので該当箇所の変更を行ってください。変更が完了したら、画面下の「署名者確認に進む」をクリックしてください。

- ・変更がない場合または署名者の追加／変更／削除のみの場合は、入力せず「署名者確認に進む」をクリックしてください。

- ・「署名者確認に進む」をクリックすると貿易登録変更・更新画面の入力内容が途中保存されます（作成から60日間）。

- ・途中保存データは「申請キャンセル」をクリックすることで削除されます。



ユーザー番号	氏名 (和文)	氏名 (英文)	役職 (英文)	E-mail	申請区分	
00003	駿河 葵	Aoi Suruga	cheif			修正 削除
00002	清水 次郎	Jiro Shimizu	Deputy manager		変更	修正 削除
00004	清水 小四郎	Koshiro Shimizu			追加	修正 取消
00001	静岡 太郎	Taro Shizuoka	President CEO			修正 削除

署名者一覧 4件

署名者追加

「企業情報入力」に戻る 「必要書類の印刷に進む」

・署名者の変更がない場合は、「必要書類の印刷に進む」をクリックしてください。

・署名者の追加

右上の「署名者追加」をクリックします。
必要情報の入力をして更新をしてください。
「申請区分」欄に追加と表示されます。

・署名情報の変更

該当署名者の「修正」をクリックします。
修正可能箇所は「役職」・「メールアドレス」のみとなります。
「申請区分」欄に変更と表示されます。

申請番号	200100000012
企業名	S C C I 商事株式会社 SCCI co., Ltd.
氏名 (和文)	清水 小四郎
氏名 (英文)	Koshiro Shimizu
役職 (英文)	<input type="text"/> 【半角入力】
E-mail	<input type="text"/> 【半角入力】

更新 キャンセル

【入力データの途中保存】

更新ボタンをクリックするタイミングで作業中のデータが途中保存されます。

※他者へのID引継ぎ（使い回し）を避けるため、氏名・署名（サインの形状）の変更を認めておりません。
変更したい場合は、当該ユーザーID（署名者）の削除をした上で新たに署名者追加を行ってください。

・署名者の削除

担当者の異動や氏名・署名（サイン形状）の変更により、登録済ユーザーIDを停止したい場合には「削除」をクリックします。誤って「削除」ボタンを押した場合には「取消」をしてください。
「申請区分」欄に削除と表示されます。

・変更が完了したら、「必要書類の印刷に進む」をクリックしてください。

・変更申請書等の印刷

変更手続きはシステム内だけでは完了しません。
システム内で変更手続きを進めていただいた後、商工会議所に必要書類を提出し、商工会議所の手続きが完了した後に変更が反映されます。

申請番号	
貿易登録申請必要書類	
<input type="button" value="変更申請書印刷"/>	
<input type="button" value="誓約書印刷"/>	
<input type="button" value="業態内容届印刷"/>	
<input type="button" value="署名届印刷"/>	

今後の手続き
・上記書類を印刷して、登録先の商工会議所にご提出ください。
・上記書類以外に、変更内容によって履歴事項全部証明書・印鑑証明書等の各種典拠資料等が必要になる場合がございます。必ず、事前に各地商工会議所にご確認ください。

提出が必要な書類は全て青メニューで有効化されます。必ず、全て印刷し提出してください。

・変更時に必要な提出書類の例

【代表者名または登記上住所変更の場合】

◎変更申請書+業態内容届+履歴事項全部証明書 (+変更後の代表者が外国籍の方の場合は在留カード等)

【署名者追加/変更/削除の場合】

◎変更申請書+署名届 (+外国籍の方の場合は在留カード等)

変更申請書

業態内容届

署名届 (追加)

その他必要書類

署名届 (削除)

署名届 (変更)

署名者情報を変更・削除する場合には署名届に署名の記入は不要です。(提出は必要です)

【注意事項】

- ・提出する変更申請書・業態内容届・署名届は A4 サイズの白紙に等倍・片面で印刷してください。
- ・変更申請書には貿易登録時に押印した社印・代表者印を押印してください。不一致の場合には再提出をお願いすることとなります。ご注意ください。
- ・社名・代表者名の変更に伴って社印・代表者印も変更になる場合には、変更後の社印・代表者印を押印してください。押印された社印、代表者印は今後の提出書類に押印できる唯一の印となります(社印を使用していない場合は、代表者印を併用してください)。印鑑登録が変更になった場合には、新しい印鑑証明書もご提出をお願いいたします。
代表者印 (または会社印) は印鑑登録されたものを押印してください (法人・団体の場合は法務局登録の代表者印 (会社実印)、個人事業者の場合は市区町村登録の個人実印を押してください)。
印鑑証明書と不一致の場合には、再提出をお願いすることとなります。ご注意ください。

- ・署名者を追加する場合には署名届に肉筆サインを枠内に記載してください。
- ・署名者情報を変更・削除する場合には署名届に署名の記入は不要です。(提出は必要です)
- ・署名は必ず枠内に収め、できるだけ中央に寄せてご記入ください (外枠からおおむね 2 ミリ以上内側)。枠ぎりぎりや枠のはみ出しにつきましては一切受付できません。
- ・署名は、黒いボールペン (推奨: 1.0mm 以上)・サインペン等ではっきりとご記入ください。
- ・黒以外・サインの線が細い場合、データをとって取り込んだ際に認識できず、再度ご提出いただく可能性もございます。(次頁に続きます)



- ・変更手続きはシステム内だけでは完了しません。システム内で変更手続きを進めていただいた後、商工会議所に必要書類の書類を提出し、商工会議所の手続きが完了した後に変更が反映されます。
- ・登録種別（申請者・代行業者・申請者かつ代行業者）の変更をする場合には誓約書の提出も必要です。既に「申請者」として貿易登録済みで代行業者の登録をしたい場合、新規で登録するのではなく登録種別を「申請者かつ代行業者」に変更し、「変更届」を提出してください。

◎提出窓口は以下の通りです。

静岡商工会議所清水事務所 産業振興課（静岡事務所では貿易証明業務は行っていません）
〒424-0821 静岡市清水区相生町 6-17 Tel.054-353-3401

★清水事務所まで書類のご提出をお願いいたします。

以上で変更手続きは完了です。

【変更手続きの審査完了後】

- ・ご担当者様宛に「貿易登録情報変更手続きの完了通知メール」を送付します。

貿易登録の更新

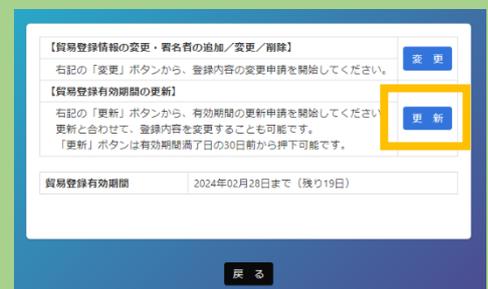
- ・管理者IDでログインします。
貿易関係証明発給システム (<https://coo.jcci.or.jp/eCO/>)にログインしてください。
- ・有効期限の30日前より手続きが可能です。
- ・「貿易登録内容の変更・署名者の追加/変更/削除」の手続き中は更新を行うことができません。



「登録内容の変更/有効期限更新」メニューから手続きを開始してください。



【貿易登録有効期間の更新】欄の「更新」をクリックしてください。



- ・貿易登録変更・更新画面が表示されますので該当箇所の変更を行ってください。
変更が完了したら、画面下の「署名者確認に進む」をクリックしてください。
- ・変更がない場合または署名者の追加/変更/削除のみの場合は、入力せず「署名者確認に進む」をクリックしてください。
- ・「署名者確認に進む」をクリックすると貿易登録変更・更新画面の入力内容が途中保存されます（作成から60日間）。
- ・途中保存データは「申請キャンセル」をクリックすることで削除されます。

ユーザー番号	氏名 (和文)	氏名 (英文)	役職 (英文)	E-mail	申請区分	
00003	駿河 葵	Aoi Suruga	chief			修正 削除
00002	清水 次郎	Jiro Shimizu	Deputy manager		変更	修正 削除
00004	清水 小四郎	Koshiro Shimizu			追加	修正 取消
00001	静岡 太郎	Taro Shizuoka	President CEO			修正 削除

「企業情報入力」に戻る 「必要書類の印刷に進む」

・署名者の変更がない場合は、「必要書類の印刷に進む」をクリックしてください。

・署名者の追加

右上の「署名者追加」をクリックします。
必要情報の入力をして更新をしてください。
「申請区分」欄に追加と表示されます。

・署名情報の変更

該当署名者の「修正」をクリックします。
修正可能箇所は「役職」・「メールアドレス」のみとなります。
「申請区分」欄に変更と表示されます。

申請番号	200100000012
企業名	S C C I 商事株式会社 SCCI co., Ltd.
氏名 (和文)	清水 小四郎
氏名 (英文)	Koshiro Shimizu
役職 (英文)	<input type="text"/>
E-mail	<input type="text"/>

更新 キャンセル

【入力データの途中保存】

更新ボタンをクリックするタイミングで
作業中のデータが途中保存されます。

※他者へのID引継ぎ（使い回し）を避けるため、氏名・署名（サインの形状）の変更を認めておりません。
変更したい場合は、当該ユーザーID（署名者）の削除をした上で新たに署名者追加を行ってください。

・署名者の削除

担当者の異動や氏名・署名（サイン形状）の変更により、登録済ユーザーIDを停止したい場合には「削除」をクリックします。誤って「削除」ボタンを押した場合には「取消」をしてください。
「申請区分」欄に削除と表示されます。

・変更が完了したら、「必要書類の印刷に進む」をクリックしてください。

・必要書類の印刷

更新手続きはシステム内だけでは完了しません。
システム内で変更手続きを進めていただいた後、商工会議所に必要書類を提出してください。必要書類の提出がされない場合、更新手続きは完了いたしません。

申請番号	200100000014
貿易登録申請必要書類	
<input type="button" value="誓約書印刷"/> <input type="button" value="業態内官届印刷"/> <input type="button" value="署名届印刷"/>	
<small>○今後の手続き</small> <small>上記書類を印刷して、登録先の商工会議所にご提出ください。</small> <small>・上記書類以外に、履歴事項全部証明書・印鑑証明等の各種典拠資料等が必要になる場合がございます。</small> <small>必ず、事前に各地商工会議所にご確認ください。</small>	

全て印刷の上、ご提出ください。

※貿易登録時にご提出いただいた書類を更新時にもご提出いただく必要があります。



誓約書



業態内容届



署名届（全員分）



その他必要書類

【注意事項】

- ・誓約書・業態内容届・署名届・その他必要書類（次頁参照）を静岡商工会議所にご提出ください。
- ・提出する誓約書・業態内容届・署名届は A4 サイズの白紙に等倍・片面で印刷してください。
- ・貿易登録時にご提出いただいた書類を更新時にもご提出いただく必要があります。

【誓約書】

- ・誓約書には社印と代表者印ともに押印してください。押印された社印、代表者印は今後の提出書類に押印できる唯一の印となります（社印を使用していない場合は、代表者印を併用してください）。
- ・代表者印（または会社印）は印鑑登録されたものを押印してください（法人・団体の場合は法務局登録の代表者印（会社実印）、個人事業者の場合は市区町村登録の個人実印を押してください）。
- ・印鑑証明書と不一致の場合には、再提出をお願いすることとなります。ご注意ください。

【署名届】

- ・登録者全員分が出力されます。改めて全員分の肉筆サインを記入してご提出ください。
- ・既登録のサインは、更新日をもって全て抹消されます。
- ・同一人のサイン登録更新であっても必ず再登録してください。
- ・他者へのID引継ぎ（使い回し）を避けるため、氏名・署名（サインの形状）の変更を認めておりません。
- ・署名は必ず枠内に収め、できるだけ中央に寄せてご記入ください（外枠からおおむね2ミリ以上内側）。
枠ぎりぎりや枠のはみ出しにつきましては一切受付できません。
- ・署名は、黒いボールペン（推奨：1.0mm以上）・サインペン等ではっきりとご記入ください。
- ・黒以外・サインの線が細い場合、データをとって取り込んだ際に認識できず、再度ご提出いただく可能性もごございます。



<その他の必要書類>

法 人

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3 カ月以内に発行された原本）
- ・印鑑証明書（3 カ月以内に発行された原本）
- ・代表者・署名する方が外国人の場合
在留カード（両面）／特別永住者証明書（両面）／
パスポート（氏名、在留資格、在留期限の記載頁）の写しのいずれか
※在留資格や在留期間（満了日）を確認します。
- ・代表者が国家資格を有する場合—所属団体発行の資格証明書
- ・中古品を取り扱う場合—「古物商許可証」のコピー
- ・地域外に登記上の住所が所在する場合—地区外登録の理由書
※理由書は静岡商工会議所の HP よりダウンロード可能です。
- ・その他静岡商工会議所より提出を求められた書類

個 人

- ・住民票（3 カ月以内に発行された原本／マイナンバーが記載されていないもの）
- ・印鑑証明書（3 カ月以内に発行された原本）
- ・代表者・署名する方が外国人の場合
在留カード（両面）／特別永住者証明書（両面）／
パスポート（氏名、在留資格、在留期限の記載頁）の写しのいずれか
※在留資格や在留期間（満了日）を確認します。
- ・国家資格を有する場合—所属団体発行の資格証明書
- ・中古品を取り扱う場合—「古物商許可証」のコピー
- ・新規登録の場合—「開業届」のコピーまたは「納税証明書（事業税）」
- ・地域外に住民票上の住所が所在する場合—地区外登録の理由書
※理由書は静岡商工会議所の HP よりダウンロード可能です。
- ・その他静岡商工会議所より提出を求められた書類

代 行 業 者

法人の場合

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（3 ヶ月以内に発行された原本）
- ・印鑑証明書（3 ヶ月以内に発行された原本）

個人の場合

- ・住民票（3 ヶ月以内に発行された原本）
- ・印鑑証明書（3 ヶ月以内に発行された原本）

◎提出窓口は以下の通りです。

静岡商工会議所清水事務所 産業振興課（静岡事務所では貿易証明業務は行っておりません）
〒424-0821 静岡市清水区相生町 6-17 Tel.054-353-3401

★清水事務所まで書類のご提出をお願いいたします。

◎会議所非会員の方は別途貿易更新手数料（5,500 円）が必要です。（会員の方は無料）
会議所非会員の方には、必要書類が提出され次第、登録手数料の請求書を送付いたします。

【登録手数料】

会員 無料
非会員 5,500 円（税込）

<振込先>

静岡商工会議所 清水銀行 静岡支店 普 9796

以上で貿易登録の更新手続きは完了です。

【更新手続きの審査完了後】

- ・ご担当者様宛に「貿易登録有効期間更新の通知」を郵送いたします。
- ・更新手続きによるパスワードの変更はございませんので、更新前に設定いただいたパスワードがそのままご利用いただけます。

貿易登録証／署名登録証の印刷

【貿易登録証の印刷】

- ・メインメニューの「登録内容/署名者確認」から貿易登録証を印刷できます。
- ・管理者IDに関するパスワードは、「*****」と表示されます。
- ・万が一、管理者IDのパスワードを紛失した場合は、静岡商工会議所の窓口までお問い合わせください。

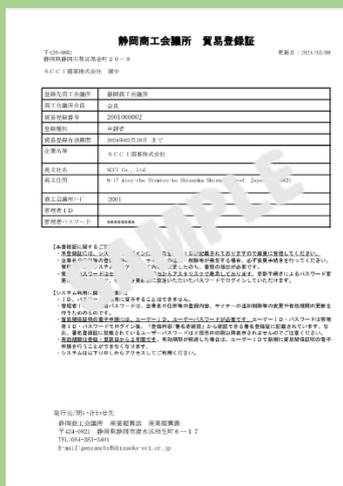


【ユーザーID（署名者）登録証の印刷】

- ・メインメニューの「登録内容/署名者確認」から署名登録証を印刷できます。
- ・初回印刷時のみパスワードが表示されます。2回目以降は、パスワードが「*****」と表示されます。



貿易登録証（見本）



署名登録証（見本）



<署名者のパスワードがわからなくなった場合>

- ・万が一、署名者の方がパスワードを紛失した場合は、管理者が「署名者管理」メニューから、パスワードを変更する署名者の「詳細」をクリックし、パスワードを変更（任意）の上署名者へお伝えください。

(再設定時には署名登録証でパスワードを閲覧することはできませんのでご注意ください。)

- ・「変更」ボタンをクリックし、任意のパスワードを入力し「更新」をしてください。

- ・変更後のパスワードは社内で厳格に管理をしてください。

- ・署名者のパスワードに関するお問い合わせは商工会議所では承りません。

